

刑事訴訟法

試験時間 14:50～15:30 (40分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

【参加学生への告知事項】（再掲）

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および問題の解説は、本日中（20時頃まで）に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト（<http://toutatsudo.net/>）上で公表されます。

問題 1～15 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれの内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

検察官または司法警察員は、通常逮捕を行う場合において、被疑者に対し同一の犯罪事実について前に逮捕状の請求または発付があったときは、その旨を通知して逮捕状を請求しなければならない。

問題 2

逮捕状の請求を受けた裁判官は、被疑者に対し被疑事件を告げこれに関する陳述を聞いた後でなければ、逮捕状を発付することができない。

問題 3

現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、何人でも、令状によらずに逮捕の現場で証拠物の捜索をすることができる。

問題 4

捜査機関が、押収された物の形状を認識することは、検証としての性質を有するから、検証令状を取得しなければこれを行うことができない。

問題 5

最高裁判所の判例によれば、検察官の訴追裁量権の逸脱を理由に公訴提起が無効となるのは、公訴提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られる。

問題 6

公訴は、第 1 審の判決があるまで、これを取り消すことができる。

問題 7

予断防止の観点から、被告人の勾留に関する処分については、公訴の提起があった後第 1 回の公判期日までは、受訴裁判所ではなく、裁判官がこれを行う。

問題 8

公判前整理手続において、裁判所は、検察官が公判期日においてすることを予定している主張（予定主張）を明らかにさせることはできるが、被告人側の予定主張を明らかにさせることはできない。

問題 9

最高裁判所の判例によれば、憲法 37 条 1 項は、迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上及び司法行政上の措置をとることを要請するものであって、個々の刑事事件について、迅速な裁判を受ける被告人の権利の侵害を理由に、その審理を打ち切るという非常救済手段をとることを認めた規定ではない。

問題 10

裁判所は、証人を尋問する場合において、被告人と証人との間で遮蔽措置をとることができるが、傍聴人と証人との間で遮蔽措置をとることはできない。

問題 11

裁判所は、必要と認めるときは、当事者が取調べを請求していない証拠を職権で取り調べることができる。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、被告人が公判廷において自白した場合に、補強証拠なく犯罪事実を認定することは、憲法 38 条 3 項に違反する。

問題 13

公判廷に証人として出廷した者が、捜査段階で検察官に対して供述していた内容と相反する供述をした場合、その者の検察官の面前における供述を録取した書面を証拠とすることができるのは、公判期日における供述よりも検察官の面前における供述を信用すべき特別の状況が存在し、かつ、検察官の面前における供述が特に信用すべき状況の下にされたときに限られる。

問題 14

業務の通常の過程において作成された商業帳簿を証拠とするには、その作成者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述しなければならない。

問題 15

一定の種類的事件については、検察官は、簡易裁判所に対し、公訴を提起すると同時に、公開の法廷における審判によらずに略式命令をするよう請求することができる。

問題 16～25 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 のうち 1 つ選びなさい。

問題 16

以下の記述のうち、警察官職務執行法に明文の定めのあるものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. 同法に規定する手段は、犯罪の予防等の目的のため必要な最小限度において用いるべきものである旨の規定
- イ. 警察官が、何らかの罪を犯したと疑うに足りる相当な理由の認められる者に対して質問するため、その意に反して同人を最寄りの警察署等に連行することができる旨の規定
- ウ. 警察官が、交通取締りの一環として、外観上の不審な点の有無にかかわらず、走行する自動車を停止させることができる旨の規定
- エ. 警察官が、既に行われた犯罪について知っていると思われる者を停止させて質問することができる旨の規定
- オ. 警察官が、何らかの罪を犯したと疑うに足りる相当な理由の認められる者に対する質問に付随して、捜索に至らない限度で、その所持品を検査することができる旨の規定

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

問題 17

以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 身体の拘束を受けていない被疑者の取調べは、被疑者が任意にこれに応じる限り、その対象となる被疑事実に限定はない。
2. 捜査機関は、取調べに際して、被疑者に対しあらかじめ、自己が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に限り、供述を拒むことができる旨を告げなければならない。
3. 最高裁判所の判例によれば、身体の拘束を受けていない被疑者の取調べは、強制手段によらない限り、その態様のいかにかわらず、違法となる余地はない。
4. 被疑者が取調べに対して供述を拒んだ場合、検察官は、第1回公判期日前に限り、裁判官に対し、その被疑事実に関して、当該被疑者の証人尋問を請求することができる。
5. 被疑者は、取調べにおいてした供述を録取した調書を閲覧し、誤りがないと認める場合には、調書に署名押印をしなければならない。

問題 18

以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 被疑者の勾留は、検察官のほか司法警察員も請求することができる。
2. 裁判官は、被疑者を職権で勾留することはできない。
3. 司法警察員が逮捕した被疑者についての勾留の請求が、被疑者が身体を拘束された時から72時間以内になされていても、その時間を経過した後は、裁判官は勾留状を発付することができない。
4. 被疑者の勾留の理由の開示は、公開の法廷でこれを行うことを要しない。
5. 裁判官は、被疑者の勾留を職権で取り消すことはできない。

問題 19

捜査機関による、身体拘束中の被疑者と弁護人との接見の制限に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。なお、最高裁判所の判例がある場合には、判例によるものとする。

1. 弁護人から被疑者との接見の申出があったときは、原則としていつでも接見の機会を与えなければならない。
2. 接見を制限する場合は、接見の日時を弁護人の申出とは別の日時とするか、接見の時間を申出より短縮させることはできるが、接見の申出を全面的に拒むことはできない。
3. 接見の指定ができるのは、弁護人から接見の申出を受けた時に、間近い時に取調べをする確実な予定があつて、弁護人の申出に沿った接見を認めたのでは、当該取調べが予定どおり開始できなくなるおそれがある場合などのように、接見を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生ずる場合に限られる。
4. 接見交通権は憲法の保障に由来するので、その制限をする権限は検察官にのみ与えられる。
5. 接見の指定の要件を具備する場合には、弁護人と協議してできる限り速やかな接見のための日時等を指定し、被疑者が弁護人と防御の準備をすることができるような措置をとらなければならない。

問題 20

以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 刑事訴訟法上、全ての犯罪について、公訴時効の期間が定められている。
- イ. 最高裁判所の判例によれば、結果犯の公訴時効は、当該犯罪の結果発生時点から進行を開始する。
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、起訴状の記載に不備があっても、それが特定の事実について検察官が訴追意思を表明したものと認められるときは、当該事実と公訴事実を同一にする範囲において、公訴時効の進行は停止する。
- エ. 最高裁判所の判例によれば、公訴時効は、公訴の提起によって進行を停止するのを原則とするが、起訴状の謄本が被告人に送達されなかったときは、公訴の提起はさかのぼって効力を失うから、公訴時効の進行は停止しなかったものとして扱われる。
- オ. 最高裁判所の判例によれば、犯人が国外にいる間は、それが一時的な海外渡航による場合であっても、公訴時効の進行は停止する。

1. アウ 2. アエ 3. アオ 4. イウ 5. エオ

問題 21

以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 殺人罪の共同正犯について、実行行為者が誰であるかは、一般的に被告人の防御にとって重要な事項であるから、訴因に実行行為者が明示された場合に、裁判所がそれと実質的に異なる認定をするためには、原則として訴因変更手続を要するが、例外的に、訴因変更手続を経ることなくそのような認定をすることが許される場合もある。
- イ. 裁判所は、原則として、検察官に対し訴因変更手続を促しまたはこれを命ずべき義務はないが、起訴状に記載された訴因については証明が十分でないため無罪とするほかなくとも、訴因を変更すれば有罪であることが証拠上明らかであり、しかもその罪が相当重大なものであるような場合には、例外的に、検察官に対し訴因変更手続を促しまたはこれを命ずべき義務がある。
- ウ. 裁判所が、検察官に対して訴因変更を命じたにもかかわらず、検察官がこれに従わない場合において、訴因を変更すれば有罪であることが証拠上明らかであり、しかもその罪が相当重大なものであるようなときは、裁判所は、訴因は変更されたものとして扱い、新たな訴因について審理を行うことができる。
- エ. 窃盗の幫助をした者が、正犯の盗取した財物を、それが盗品であることを知りながら買い受けたという事実関係がある場合には、窃盗幫助と盗品有償譲受けの罪が別個に成立し、両者は併合罪の関係にあるから、裁判所は、そのような事実関係の下では、窃盗幫助の訴因を盗品有償譲受けの訴因に変更することを許可してはならない。
- オ. 実体的には常習特殊窃盗罪として一罪を構成するとみられる複数の窃盗行為の一部が、単純窃盗罪として起訴され有罪判決が確定した後、その余の窃盗行為が単純窃盗罪として起訴された場合、裁判所は、それらの単純窃盗罪が常習性の発露として行われたか否かを検討し、これが認められるときは、両訴因事実は一罪の関係にあるものとして、前訴の確定判決の一事不再理効により、後訴について免訴を言い渡さなければならない。

1. アウ 2. イエ 3. イオ 4. ウエ 5. ウオ

問題 22

以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 公訴の提起があったときは、裁判所は、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。
2. 冒頭手続において、裁判長は、検察官による起訴状の朗読が終った後、黙秘権等の告知を行ったうえで、被告人および弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えなければならない。
3. 証拠物たる書面の取調べは、展示で足りる。
4. 開廷後裁判官がかわったときは、原則として公判手続を更新しなければならない。
5. 判決の宣告は、公判廷で行わなければならない。

問題 23

以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 鑑定人を勾引することはできないが、証人を勾引することは認められる。
2. 共同被告人は、弁論が分離されたならば、他の被告人との関係で証人適格が認められる。
3. 弁護士は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについて証言拒絶権を有するが、本人が承諾した場合に証言を拒むことはできない。
4. 誘導尋問は、主尋問では証人の記憶を喚起する必要があるときなどには許されるが、反対尋問では一切許されない。
5. 公判期日外の証人尋問は、裁判所外の場所で行うことができる。

問題 24

以下の A の公判供述のうち，伝聞証拠に当たるものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア．名誉毀損被告事件（被告人 X）において，「X が不特定多数人の前で『今，話題になっている殺人事件の犯人は B だ』と言うのを聞いた」という A の公判供述により，X が当該文言を用いて B の名誉を毀損したという事実を証明する場合
- イ．殺人被告事件（被告人 X）において，「事件の直前に，X が『私は死神だ』と言っていた」という A の公判供述により，X が殺人行為時に精神の異常を来していたという事実を証明する場合
- ウ．窃盗被告事件（被告人 X）において，「『X が他人の財布を盗むのを見た』と W が言っていた」という A の公判供述により，X が窃盗を行ったという事実を証明する場合
- エ．強盗被告事件（被告人 X）において，「以前，W は『犯人の顔を見ていない』と言っていた」という A の公判供述により，「犯人の顔を見た」という W の公判供述の信用性を争う場合
- オ．強姦被告事件（被告人 X）において，「『X は好かんわ，いやらしいことばかりするんだ』と被害者 V が言っていた」という A の公判供述により，X が「かねて V と情を通じたいとの野心を持っていた」という強姦行為の動機を証明する場合

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 25

以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 違法に収集された証拠物の証拠能力については、憲法および刑訴法になんらの規定もおかれていないので、この問題は憲法の解釈に委ねられており、証拠物の押収等の手続に、憲法 35 条の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その証拠能力は否定される。
- イ. 違法な別件逮捕中における自白を資料として本件についての逮捕状が発付され、これによる逮捕中に本件についての勾留請求が行われるなど、勾留請求に先立つ捜査手続に違法のある場合には、被疑者に対する勾留質問も当然に違法となり、これに対する被疑者の陳述を録取した調書の証拠能力は否定される。
- ウ. わが国の憲法が、その刑事手続等に関する諸規定に照らし、刑事免責の制度の導入を否定しているものとは解されないから、刑事訴訟法に明文の規定がなくとも、刑事免責を付与して得られた供述を事実認定の証拠とすることができる。
- エ. 令状による捜索の過程で捜査官が被処分者に暴力を振るうという違法行為があったとしても、その暴行の時点が証拠物である覚醒剤の発見された後であり、被処分者の発言に触発されて行われたものであって、証拠物の発見を目的とし捜索に利用するために行われたものでないときは、捜査官の違法行為を理由として当該証拠物の証拠能力を否定することはできない。
- オ. 逮捕時に逮捕状の呈示をせず、逮捕状の緊急執行もされていないという手続的な違法があるのに加え、警察官がその手続的な違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜査報告書を作成し、公判廷において事実と異なる証言をしたという事情がある場合において、このような警察官の態度を総合的に考慮すれば、逮捕手続の違法の程度は、令状主義の精神を潜脱し、没却するような重大なものと評価され、このような違法な逮捕に密接に関連する証拠を許容することは相当でない。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ